

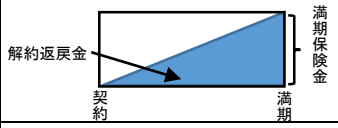
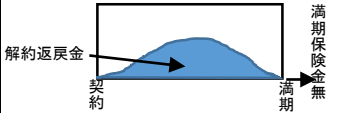
梅ヶ枝中央会計

保険・オペレーティングリースの活用

Q 会社が付保する保険、オペレーティングリースの活用はどのような点に留意すればいいですか？

A 一般に前半が損金計上でき、後半で益金計上されるため、事業承継のスケジュールに留意する必要があります。また、税制改正の動向にも留意が必要です。

【会社での役員保険の活用】

養老保険		法基通 14-1-1(任意組合等の組合事業から生ずる利益等の帰属)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合、2分の1に相当する金額は資産に計上(財基通 9-3-4)
定期保険		死亡保険金の受取人が当該法人である場合、期間の経過に応じて損金の額に算入する(財基通 9-3-5)。

上記のとおり、一定の損金経理が可能ですが、各種保険商品が開発され、長期・逡増型保険等では、一定の制限が以下のとおりなされています(平成 8 年 7 月 4 日課法 2-3(例規)により改正平成 20 年 2 月 28 日課法 2-3、課審 5-18 により改正)。

	区分	前払期間	資産計上額
(1)長定期平準保険	保険期間満了の時の被保険者の年齢が 70 歳を超え、かつ、当該保険に加入した時の被保険者の年齢に保険期間の 2 倍に相当する数を加えた数が 105 を超えるもの	保険期間の開始の時から当該保険期間の 60%に相当する期間	支払保険料の 2 分の 1 に相当する金額
(2)逡増定期保険	①保険期間満了の時の被保険者の年齢が 45 歳を超えるもの(②又は③に該当するものを除く。)	保険期間の開始の時から当該保険期間の 60%に相当する期間	支払保険料の 2 分の 1 に相当する金額
	②保険期間満了の時の被保険者の年齢が 70 歳を超え、かつ、当該保険に加入した時の被保険者の年齢に保険期間の 2 倍に相当する数を加えた数が 95 を超えるもの(③に該当するものを除く。)	同上	支払保険料の 3 分の 2 に相当する金額
	③保険期間満了の時の被保険者の年齢が 80 歳を超え、かつ、当該保険に加入した時の被保険者の年齢に保険期間の 2 倍に相当する数を加えた数が 120 を超えるもの	同上	支払保険料の 4 分の 3 に相当する金額

事業承継(後継者への贈与・売却)のタイミングにて解約返戻金相当額が加味されるため、現状の税制に変更がないことを前提としたスケジュールリングが必要となります(財基通 214)。

なお、近年、「低解約返戻金型」の保険商品が開発され、返戻金相当額が低い段階で、後継者に承継し、承継後に返戻金相当額が増額される商品の活用も有効です(ただし、今後の税制改正の動向に留意が必要です)。

【オペレーティングリースの活用】

前半での損失は、純資産価額方式上、資産の下落になると共に、類似業種比準方式でも利益水準の下落効果があります。

財基通 196(企業組合等の出資の評価)

196 企業組合、漁業生産組合その他これに類似する組合等に対する出資の価額は、課税時期におけるこれらの組合等の実情によりこれらの組合等の 185《純資産価額》の定めを準用して計算した純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基とし、出資の持分に応ずる価額によって評価する。(昭 58 直評 5 外改正)

14-1-1 任意組合等において営まれる事業(以下 14-1-2 までにおいて「組合事業」という。)から生ずる利益金額又は損失金額については、各組合員に直接帰属することに留意する。(平 17 年課法 2-14「十五」により追加)

(注) 任意組合等とは、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合並びに外国におけるこれらに類するものをいう。以下 14-1-2 までにおいて同じ。

法基通 14-1-3(匿名組合契約に係る損益)

14-1-3 法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合における当該法人の当該事業年度の所得金額の計算に当たっては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入する。(昭 55 年直法 2-15「三十三」、平 17 年課法 2-14「十五」により改正)

※平成 20 年 6 月 26 日の国税不服審判所の裁決事例…類似業種比準価格方式にて、非経常的損益として除外すべきでない。